

大阪高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国（東税務署長）

平成27年10月20日棄却・確定

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成27年1月23日判決、本資料265号－9・順号12592）

判 決

控訴人	Aこと 甲
同訴訟代理人弁護士	三木 義一
同	元氏 成保
同	濱 和哲
同	中村 和洋
同	中川 裕紀子
同	山崎 笑
同	坪多 聡美
被控訴人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	東税務署長 藤林 豊
被控訴人指定代理人	白井 知己
同	小銭 慎司
同	松山 修
同	中村 芳一
同	西尾 維子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更する。

- 1 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成19年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額1000万7110円を超える部分及び還付金の額に相当する税額390万2192円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成20年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額1160万8613円を超える部分及び還付金の額に相当する税額

340万7791円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

- 3 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成21年分（以下、平成19年分及び平成20年分と併せて「本件各係争年分」という。）の所得税に係る更正処分（ただし、平成24年6月1日付け裁決〔以下「本件裁決」という。〕により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額323万5594円を超える部分及び還付金の額に相当する税額538万3388円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 4 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る更正処分のうち納付すべき消費税額123万6700円を超える部分及び納付すべき譲渡割額30万9100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 5 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成20年課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分のうち納付すべき消費税額153万0800円を超える部分及び納付すべき譲渡割額38万2700円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成21年課税期間」といい、平成19年課税期間及び平成20年課税期間と併せて「本件各課税期間」という。）の消費税等に係る更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき消費税額146万5100円を超える部分及び納付すべき譲渡割額36万6200円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 7 東税務署長が平成23年3月23日付けで控訴人に対してした、平成21年分の所得税に係る控訴人からの更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の概要

税理士業等を営む控訴人は、東税務署長から、本件各係争年分の所得税や本件各課税期間の消費税等に係る控訴人の確定申告において必要経費や課税仕入れに算入されていた控訴人の事務所（以下「本件事務所」という。）の賃料及び水道光熱費並びに本件事務所内で開業していた社会保険労務士の乙（以下「訴外人」という。）に対して支払われた支援料（以下「本件支援料」という。）について、本件事務所の一部を控訴人が代表者を務める有限会社B（以下「訴外会社」という。）や訴外人が無償で使用しており、上記賃料及び水道光熱費のうち訴外会社及び訴外人の使用部分に係る賃料等相当額（以下「本件賃料等相当額」という。）は必要経費や課税仕入れに当たらず、また、本件支援料も必要経費や課税仕入れに当たらないとして、上記所得税及び消費税等に係る各更正処分並びに各過少申告加算税賦課決定処分を受けた。本件は、控訴人が、本件賃料等相当額や本件支援料はいずれも必要経費や課税仕入れに当たる旨主張して、被控訴人に対し、上記各処分の取消しを求める（前記第1の1～6の請求）ほか、東税務署長から、平成21年分の所得税に係る更正請求について、更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、その取消しを求める（前記第1の7の請求）事案である。

原審は、所得税及び消費税等に係る各更正処分並びに各過少申告加算税賦課決定処分の取消し

を求める各請求については、本件支援料及び訴外人の使用部分に係る賃料及び水道光熱費は必要経費や課税仕入れに当たるが、訴外会社の使用部分に係る賃料及び水道光熱費は必要経費や課税仕入れに当たらないとして、下記の限度で上記各処分の一部を取り消し、その余の請求を棄却し、また、更正すべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める訴えについては、不適法であるとして、これを却下した。

控訴人が、控訴人敗訴部分を不服として、控訴した。

記

- (1) 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成21年分の所得税に係る更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額442万5902円を超える部分及び還付金の額に相当する税額525万7988円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- (2) 東税務署長が平成23年3月10日付けで控訴人に対してした、平成21年課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき消費税額151万0400円を超える部分及び納付すべき譲渡割額37万7600円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち税額5000円を超える部分を取り消す。
- 2 関係法令の定め、前提となる事実、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張、本件の争点、当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし6（同4頁24行目から19頁13行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と結論を同じくするものである。まず、本件通知処分の取消しを求める訴えは訴えの利益がなく、本件通知処分の取消しを求める訴えは不適法であるから却下を免れない。次に、本件各更正処分等の取消請求については、本件訴外会社賃料等相当額は、控訴人の事業取得の金額の計算上、所得税法27条2項に規定する必要経費に算入すべき金額に当たらず、また控訴人の納付すべき消費税額の計算上、消費税30条1項に規定する控除対象仕入税額の算定の基礎となる課税仕入れの金額に当たらないから、第2の1（1）、（2）の限度で理由があり、その余の請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし5（同19頁15行目から33頁23行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 原判決20頁4行目末尾に、改行のうえ、次のとおり加える。

「 控訴人は、増額更正処分と通知処分は別個の処分であること、更正処分の取消の取消訴訟において、申告に係る課税標準等又は税額等を超えない部分の取消しを請求することは許されないから、本件通知処分の取消しの訴えは、訴えの利益がある旨主張する。しかしながら、前記のとおり、更正の請求に対する通知処分と増税更正処分とが同一の所得税の納付義務について行われたときは、増額更正処分の内容に更正の請求に対する通知処分の内容も包摂する関係にあるから、増額更正処分の取消請求とは別途、更正の請求にかかる通知処分の取消しを求める訴えの利益はないと解すべきである。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

(2) 同26頁24行目末尾に、改行のうえ、次のとおり加える。

「 控訴人は、本件業務委託契約が終了した後、訴外会社が、本件事務所を使用しておらず、平成22年9月ころまでは休業状態であったが、同年9月頃から、賃借した大阪市平野区I事務所（以下「I事務所」という。）において、介護職員人材育成事業を始めたと主張し、これに沿う控訴人の陳述書（甲21）を提出する。しかしながら、控訴人は、本人尋問において、訴外会社につき休業期間はほとんどなく、事業は一応継続していた（控訴人本人18頁）旨供述しており、この供述は、控訴人の上記主張に反する。また、訴外会社は、訴外会社作成の介護職員基礎研修科の訓練生の募集パンフレット（乙12の2）に「申込受付中 申込期限9月13日」「訓練期間 平成22年10月1日～平成23年3月24日」「訓練場所 大阪市平野区I事務所」「応募開始日 平成22年8月26日」と記載し、応募方法につき、当社へ受付申込書を持参又は郵送と記載した上で、郵送先を「大阪府中央区有限会社D」と記載し、パンフレットの作成者として「有限会社D 大阪府中央区」と記載している。上記パンフレットによれば、訴外会社が、平成22年8月以降、その業とする介護職員人材育成事業の訓練生募集業務を本件事務所（大阪府中央区）で行っていたことは明らかである。また、有限会社Dは緊急人材育成支援事業に係る訓練計画認定申請を行っているところ、その関係書類（乙11の2ないし4）によれば、I事務所を訓練施設「J」として申請していることが認められる。そうすると、I事務所は、訓練施設等として賃借したに過ぎないとも考えられ、上記の控訴人供述と考え合わせるならば、控訴人の陳述書（甲21）の記載は信用できず、控訴人の上記主張は採用できない。」

(3) 同27頁5行目末尾の次に「なお、控訴人は、ある費用が必要経費として控除されるためには、事業ないし業務との直接関連性を要しないと主張するが、法令解釈上、直接関連性まで要しないとしても、上記イにおいてみたとおりの事情によれば、関連性や必要性を肯定しがたく、訴外会社の本件賃料等相当額を控訴人の事業所得の計算上必要経費に算入することはできない。」を加える。

(4) 同31頁21行目「3（2）ア」を「3（2）イ」と改める。

(5) 同32頁21行目「本判決」を「判決」と改める。

(6) 同32頁25行目「119条4号」を「119条4項」と改める。

(7) 同33頁17行目「国税通訴法」を「国税通則法」と改める。

3 結論

したがって、本件通知処分の取消しを求める訴えは不適法であるからこれを却下し、本件各更正処分等の取消請求は、平成21年分の所得税にかかる更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち総所得金額442万5902円を超える部分及び還付金の額に相当する税額525万7988円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求める限度で、並びに平成21年課税期間の消費税等にかかる更正処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき消費税額151万0400円を超える部分及び納付すべき譲渡割額37万7600円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、本件裁決により一部取り消された後のもの）のうち税額5000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があるので、この限度で認容し、その余の請求は理由がないので、これを棄却すべきである。

よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので、これを棄却すること

とし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 森 宏司

裁判官 宮武 康

裁判官 鈴木 紀子